

議案第49号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「第71項金額の欄ア及び第77項金額の欄ア」を「第76項金額の欄ア及び第82項金額の欄ア」に改め、同表第2項、第3項、第6項、第7項、第10項、第11項及び第13項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第21項金額の欄を次のように改める。

ア	イ及びウ以外の場合 180,000円
イ	建築基準法第48条第16項第1号に規定する増築、改築又は移転の場合 120,000円
ウ	建築基準法第48条第16項第2号に規定する建築の場合 140,000円

別表第2第24項中「又は第5項第3号」を「、第5項又は第6項第3号」に改め、同表第36項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表第37項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表第38項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表第63項事務の種別の欄中「認定」の次に「の申請に対する審査」を加え、同表第64項事務の種別の欄中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「認定」の次に「の申請に対する審査」を加え、同表中第89項を第92項とし、第82項から第88項までを3項ずつ繰り下げ、同表第81項中「第77項金額の欄ア」を「第82項金額の欄ア」に、「第77項金額の欄イ」を「第82項金額の欄イ」に改め、同項を同表第84項とし、同表第80項を第83項とし、同表第79項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表第82項とし、同表中第78項を第81項とし、同表第77項中「第81項」を「第84項」に改め、同項を同表第80項とし、同表中第76項を第79項とし、同表第75項中「第71項金額の欄ア」を「第76項金額の欄ア」に、「第71項金額の欄イ」を「第76項金額の欄イ」に改め、同項を同表第78項とし、同表中第74項を第77項とし、同表第73項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表第76項とし、同表第72項中「第72項」を「第77項」に改め、同項を同表第75項とし、同表中第71項を第74項とし、第70項を第73項とし、同表第69項中「第65項金額の欄ア」を「第70項金額の欄ア」に、「第65項金額の欄イ」を「第70項金額の欄

イ」に改め、同項を同表第72項とし、同表中第68項を第71項とし、同表第67項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表第70項とし、同表第66項中「第66項」を「第71項」に、「第67項」を「第72項」に改め、同項を同表第69項とし、同表中第65項を第68項とし、第64項の次に次の3項を加える。

65	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円
66	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	120,000円
67	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	160,000円

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2第70項、第76項及び第82項中「171,480円」を「174,600円」に、「118,560円」を「120,700円」に、「228,720円」を「232,900円」に、「147,720円」を「150,400円」に、「262,200円」を「267,000円」に、「161,760円」を「164,700円」に、「346,440円」を「352,800円」に、「204,960円」を「208,700円」に、「636,960円」を「648,700円」に、「347,520円」を「353,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事務手数料の額を定める等とともに、消費税法等の一部改正に伴い、所要の事務手数料の額を改定したので、この案を提出するものであります。